

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和2年第6回定例会提出予定議案の説明

- (5) 議案第159号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の  
制定について

資料1 議案第159号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセン  
ター条例の一部を改正する条例の一部を改正す  
る条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年11月18日

健康福祉局

## 議案第 159 号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター 条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について

### 1 廃止する障害者通所施設の概要

名称	構造・規模	延べ床面積	定員
くさぶえの家 (平成元年 7 月開設)	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建 (1 階部分)	422.09 m <sup>2</sup>	24 名 (生活介護) 6 名 (自立訓練)
かじがや障害者デイ・サービスセンター (平成 4 年 4 月開設)	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建 (1 階部分)	565.66 m <sup>2</sup>	30 名 (生活介護)
御幸日中活動センター (平成 23 年 4 月開設)	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建 (1 階部分)	688.22 m <sup>2</sup>	30 名 (生活介護)

※ 上記施設については、令和 3 年 4 月 1 日に廃止予定

※ 上記施設の敷地及び建物については、無償貸付け

※ くさぶえの家は末長こども文化センターと、かじがや障害者デイ・サービスセンターは梶ヶ谷老人いこいの家と、御幸日中活動センターは御幸老人いこいの家との合築施設

### 2 廃止理由

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画 (平成 30 年 3 月策定) において、障害者通所施設については、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、他の施設と合築であるくさぶえの家、かじがや障害者デイ・サービスセンター及び御幸日中活動センターについては、現行の指定管理期間が経過した後に、貸付けにより民設化を図ることとされた。

上記計画に基づき、くさぶえの家、かじがや障害者デイ・サービスセンター及び御幸日中活動センターを民設化するため、指定管理期間が終了する令和 2 年度末をもって廃止するものである。

### 3 障害者通所施設

#### (1) 施設数

11 施設 (上記 1 の施設、ふじみ園、社会復帰訓練所、井田日中活動センター、百合丘日中活動センター、南部身体障害者福祉会館、中部身体障害者福祉会館、北部身体障害者福祉会館及び多摩川の里身体障害者福祉会館)

#### (2) 事業

生活介護に関すること、就労移行支援に関すること等

#### (3) 管理運営

指定管理者が管理運営を行っている。

## 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 令和元年6月28日条例第9号</p>	<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 令和元年6月28日条例第9号</p>
<p>目次を次のように改める。</p>	<p>目次を次のように改める。</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第5条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第5条）</p>
<p>第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター</p>	<p>第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター</p>
<p>第1節 総合リハビリテーション推進センター（第6条・第7条）</p>	<p>第1節 総合リハビリテーション推進センター（第6条・第7条）</p>
<p>第2節 総合研修センター（第8条～第16条）</p>	<p>第2節 総合研修センター（第8条～第16条）</p>
<p>第3節 地域リハビリテーションセンター</p>	<p>第3節 地域リハビリテーションセンター</p>
<p>第1款 通則（第17条～第19条）</p>	<p>第1款 通則（第17条～第19条）</p>
<p>第2款 地域支援室（第20条～第23条）</p>	<p>第2款 地域支援室（第20条～第23条）</p>
<p>第3款 在宅支援室（第24条～第30条）</p>	<p>第3款 在宅支援室（第24条～第30条）</p>
<p>第4款 日中活動センター（第31条～第39条）</p>	<p>第4款 日中活動センター（第31条～第39条）</p>
<p>第5款 地域生活支援センター（第40条～第57条）</p>	<p>第5款 地域生活支援センター（第40条～第57条）</p>
<p>第3章 障害者福祉施設</p>	<p>第3章 障害者福祉施設</p>
<p>第1節 柿生学園（第58条～第68条）</p>	<p>第1節 柿生学園及びくさぶえの家（第58条～第68条）</p>
<p>第2節 ふじみ園（第69条～第78条）</p>	<p>第2節 ふじみ園（第69条～第78条）</p>
<p>第3節 中央療育センター（第79条～第87条）</p>	<p>第3節 中央療育センター（第79条～第87条）</p>
<p>第4節 地域療育センター（第88条～第98条）</p>	<p>第4節 地域療育センター（第88条～第98条）</p>
<p>第5節 三田福祉ホーム（第99条～第106条）</p>	<p>第5節 三田福祉ホーム（第99条～第106条）</p>
<p>第6節 <u>及び第7節 削除</u></p>	<p>第6節 <u>かじがや障害者デイ・サービスセンター（第107条～第116条）</u></p>
<p>第8節 陽光ホーム（第128条～第136条）</p>	<p>第8節 陽光ホーム（第128条～第136条）</p>
<p>第9節 <u>削除</u></p>	<p>第7節 <u>削除</u></p>
<p>第8節 陽光ホーム（第128条～第136条）</p>	<p>第9節 <u>御幸日中活動センター（第137条～第146条）</u></p>

改正後	改正前
<p>第10節 井田重度障害者等生活施設（第147条～第155条）  第11節 社会復帰訓練所（第156条～第165条）  第4章 雑則（第166条～第168条）  附則  ～略～  第2章第11節を第3章第10節とする。  <u>第2章第10節を削る。</u></p> <p>第2章第9節中第22条の23を第136条とし、第22条の22を第135条とし、第22条の21を第134条とする。  第22条の20第1号中「第22条の16第1号」を「第128条第1号」に改め、同条を第133条とする。  第22条の19を第132条とし、第22条の18を第131条とし、第22条の17を第130条とし、第22条の16を第128条とし、同条の次に次の1条を加える。  （位置）  第129条 陽光ホームの位置は、川崎市中原区井田3丁目16番1号とする。  第2章第9節を第3章第8節と<u>し、同節の次に次の1節を加える。</u></p>	<p>第10節 井田重度障害者等生活施設（第147条～第155条）  第11節 社会復帰訓練所（第156条～第165条）  第4章 雑則（第166条～第168条）  附則  ～略～  第2章第11節を第3章第10節とする。  <u>第2章第10節中第22条の33を第146条とし、第22条の32を第145条とし、第22条の31を第144条とする。</u>  <u>第22条の30第1号中「第22条の24第1号」を「第137条第1号」に改め、同条を第143条とする。</u>  <u>第22条の29を第142条とし、第22条の28を第141条とし、第22条の27を第140条とし、第22条の26を第139条とする。</u>  <u>第22条の25の見出しを「（位置）」に改め、同条中「御幸活動センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第138条とする。</u>  <u>第22条の24を第137条とする。</u>  <u>第2章第10節を第3章第9節とする。</u>  第2章第9節中第22条の23を第136条とし、第22条の22を第135条とし、第22条の21を第134条とする。  第22条の20第1号中「第22条の16第1号」を「第128条第1号」に改め、同条を第133条とする。  第22条の19を第132条とし、第22条の18を第131条とし、第22条の17を第130条とし、第22条の16を第128条とし、同条の次に次の1条を加える。  （位置）  第129条 陽光ホームの位置は、川崎市中原区井田3丁目16番1号とする。  第2章第9節を第3章第8節と<u>する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第9節 削除</u></p> <p><u>第137条から第146条まで 削除</u> <u>第2章第7節及び第8節を削る。</u></p> <p>第2章第6節中第22条の3を第106条とし、第22条の2を第105条とし、第19条から第22条までを82条ずつ繰り下げる。 第18条の見出しを「(位置)」に改め、同条中「(いう。)」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第100条とする。 第17条を第99条とする。 第2章第6節を第3章第5節と<u>し、同節の次に次の2節を加える。</u></p> <p><u>第6節及び第7節 削除</u></p> <p><u>第107条から第127条まで 削除</u></p> <p>第2章第5節中第16条を第98条とし、第15条の3を第97条とし、第15条の2を第96条とする。 第15条第1号中「第13条第1号」を「第88条第1号」に改め、同条</p>	<p><u>第2章第8節を次のように改める。</u></p> <p><u>第8節 削除</u></p> <p><u>第117条から第127条まで 削除</u></p> <p><u>第2章第8節を第3章第7節とする。</u></p> <p><u>第2章第7節中第22条の7を第116条とし、第22条の6の3を第115条とし、第22条の6の2を第114条とする。</u></p> <p><u>第22条の6第1号中「第22条の4第1号」を「第107条第1号」に改め、同条を第113条とする。</u></p> <p><u>第22条の5の5を第112条とし、第22条の5の4を第111条とし、第22条の5の3を第110条とし、第22条の5の2を第109条とする。</u></p> <p><u>第22条の5の見出しを「(位置)」に改め、同条中「デイ・サービスセンター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第108条とする。</u></p> <p><u>第22条の4を第107条とする。</u></p> <p><u>第2章第7節を第3章第6節とする。</u></p> <p>第2章第6節中第22条の3を第106条とし、第22条の2を第105条とし、第19条から第22条までを82条ずつ繰り下げる。 第18条の見出しを「(位置)」に改め、同条中「(いう。)」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第100条とする。 第17条を第99条とする。 第2章第6節を第3章第5節と<u>する。</u></p> <p>第2章第5節中第16条を第98条とし、第15条の3を第97条とし、第15条の2を第96条とする。 第15条第1号中「第13条第1号」を「第88条第1号」に改め、同条</p>

改正後	改正前
<p>を第95条とする。</p> <p>第14条の6を第94条とし、第14条の5を第93条とし、第14条の4を第92条とし、第14条の3を第91条とする。</p> <p>第14条の2の見出しを「(北部地域療育センターの位置)」に改め、同条中「北部地域療育センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第90条とする。</p> <p>第14条の見出しを「(南部地域療育センターの位置)」に改め、同条中「南部地域療育センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第89条とする。</p> <p>第13条を第88条とする。</p> <p>第2章第5節を第3章第4節とする。</p> <p>第2章第4節中第12条の6を第87条とし、第12条の5を第86条とする。</p> <p>第12条の4第1項中「第15条の2第1項」を「第96条第1項」に改め、同条を第85条とする。</p> <p>第12条の3第1号中「第10条第1号」を「第79条第1号」に改め、同条第2号中「第15条第2号」を「第95条第2号」に改め、同条第3号中「第10条第9号」を「第79条第9号」に改め、同条第4号中「第10条第10号」を「第79条第10号」に改め、同条第5号中「第10条第12号」を「第79条第12号」に改め、同条を第84条とする。</p> <p>第12条の2を第83条とし、第12条を第82条とし、第11条を第81条とする。</p> <p>第10条第1号中「第13条第1号」を「第88条第1号」に改め、同条第2号中「第13条第2号」を「第88条第2号」に改め、同条第3号中「第13条第3号」を「第88条第3号」に改め、同条第4号中「第13条第4号」を「第88条第4号」に改め、同条第5号中「第13条第5号」を「第88条第5号」に改め、同条第6号中「第13条第7号」を「第88条第7号」に、「第12条の4第1項、第13条第6号及び第15条の2第1項」</p>	<p>を第95条とする。</p> <p>第14条の6を第94条とし、第14条の5を第93条とし、第14条の4を第92条とし、第14条の3を第91条とする。</p> <p>第14条の2の見出しを「(北部地域療育センターの位置)」に改め、同条中「北部地域療育センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第90条とする。</p> <p>第14条の見出しを「(南部地域療育センターの位置)」に改め、同条中「南部地域療育センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第89条とする。</p> <p>第13条を第88条とする。</p> <p>第2章第5節を第3章第4節とする。</p> <p>第2章第4節中第12条の6を第87条とし、第12条の5を第86条とする。</p> <p>第12条の4第1項中「第15条の2第1項」を「第96条第1項」に改め、同条を第85条とする。</p> <p>第12条の3第1号中「第10条第1号」を「第79条第1号」に改め、同条第2号中「第15条第2号」を「第95条第2号」に改め、同条第3号中「第10条第9号」を「第79条第9号」に改め、同条第4号中「第10条第10号」を「第79条第10号」に改め、同条第5号中「第10条第12号」を「第79条第12号」に改め、同条を第84条とする。</p> <p>第12条の2を第83条とし、第12条を第82条とし、第11条を第81条とする。</p> <p>第10条第1号中「第13条第1号」を「第88条第1号」に改め、同条第2号中「第13条第2号」を「第88条第2号」に改め、同条第3号中「第13条第3号」を「第88条第3号」に改め、同条第4号中「第13条第4号」を「第88条第4号」に改め、同条第5号中「第13条第5号」を「第88条第5号」に改め、同条第6号中「第13条第7号」を「第88条第7号」に、「第12条の4第1項、第13条第6号及び第15条の2第1項」</p>

改正後	改正前
<p>を「第85条第1項、第88条第6号及び第96条第1項」に改め、同条第11号中「第12条の4」を「第85条」に改め、同条を第79条とし、同条の次に次の1条を加える。</p>	<p>を「第85条第1項、第88条第6号及び第96条第1項」に改め、同条第11号中「第12条の4」を「第85条」に改め、同条を第79条とし、同条の次に次の1条を加える。</p>
<p>(位置)</p>	<p>(位置)</p>
<p>第80条 中央療育センターの位置は、川崎市中原区井田3丁目16番1号とする。</p>	<p>第80条 中央療育センターの位置は、川崎市中原区井田3丁目16番1号とする。</p>
<p>第2章第4節を第3章第3節とする。</p>	<p>第2章第4節を第3章第3節とする。</p>
<p>第2章第3節中第9条を第78条とし、第8条の3を第77条とし、第8条の2を第76条とする。</p>	<p>第2章第3節中第9条を第78条とし、第8条の3を第77条とし、第8条の2を第76条とする。</p>
<p>第8条第1号中「第7条第1号」を「第69条第1号」に改め、同条を第75条とする。</p>	<p>第8条第1号中「第7条第1号」を「第69条第1号」に改め、同条を第75条とする。</p>
<p>第7条の6を第74条とし、第7条の5を第73条とし、第7条の4を第72条とし、第7条の3を第71条とする。</p>	<p>第7条の6を第74条とし、第7条の5を第73条とし、第7条の4を第72条とし、第7条の3を第71条とする。</p>
<p>第7条の2の見出しを「(位置)」に改め、同条中「ふじみ園」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第70条とする。</p>	<p>第7条の2の見出しを「(位置)」に改め、同条中「ふじみ園」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第70条とする。</p>
<p>第7条第2号中「法第5条第14項に規定する」及び「(以下「就労継続支援」という。)」を削り、同条を第69条とする。</p>	<p>第7条第2号中「法第5条第14項に規定する」及び「(以下「就労継続支援」という。)」を削り、同条を第69条とする。</p>
<p>第2章第3節を第3章第2節とする。</p>	<p>第2章第3節を第3章第2節とする。</p>
<p>第6条の5中「又はくさぶえの家」を削り、<u>第2章第2節中同条</u>を第68条とする。</p>	<p><u>第2章第2節中</u>第6条の5を第68条とし、<u>第6条の4の3</u>を第67条とする。</p>
<p>第6条の4の3中「又は第3項」を削り、<u>同条</u>を第67条とする。</p>	<p>第6条の4の2第1項を次のように改め、<u>同条を第66条とする。</u></p>
<p>第6条の4の2第1項を次のように改める。</p>	<p>柿生学園において指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援又は日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>
<p>柿生学園において指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援又は日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>	<p>柿生学園において指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援又は日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>
<p><u>第6条の4の2第3項及び第4項を削り、同条第5項中「又は第3項」を削り、同項を同条第3項とし、同条を第66条とする。</u></p>	<p><u>第6条の4</u>第1号中「第6条第1号」を「第58条第1号」に改め、同条</p>
<p><u>第6条の4中「及びくさぶえの家」を削り、同条</u>第1号中「第6条第1号</p>	<p><u>第6条の4</u>第1号中「第6条第1号」を「第58条第1号」に改め、同条</p>

改正後	改正前
<p>から第4号まで」を「第58条第1号、<u>第2号及び第4号</u>」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。</p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者</p> <p>(3) 計画相談支援対象障害者等</p> <p><u>第6条の4第5号中「又はくさぶえの家」を削り、同条を第65条とする。</u></p> <p><u>第6条の3の5を削る。</u></p> <p>第6条の3の4中「又はくさぶえの家」を削り、<u>同条</u>を第63条とし、<u>同条の次に次の1条を加える。</u></p> <p><u>第64条 削除</u></p> <p>第6条の3の3中「又はくさぶえの家」を削り、<u>同条</u>を第62条とする。</p> <p>第6条の3の2第1項中「又はくさぶえの家」を削り、<u>同条</u>を第61条とする。</p> <p>第6条の3 <u>を削る。</u></p> <p>第6条の2の見出しを「(柿生学園の位置)」に改め、同条中「柿生学園」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第59条とし、<u>同条の次に次の1条を加える。</u></p> <p><u>第60条 削除</u></p> <p>第6条中「及びくさぶえの家」を削り、<u>同条</u>第1号を次のように改める。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>第6条第2号中「(柿生学園に限る。)」を削り、<u>同条</u>第3号を次のように改める。</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>第6条第4号中「(柿生学園に限る。)」を削り、同条</u>第5号及び第6号を次のように改める。</p> <p>(5) 一般相談支援事業に関すること。</p>	<p>第2号及び第3号を次のように改め、<u>同条を第65条とする。</u></p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者 <u>(柿生学園に限る。)</u></p> <p>(3) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>第6条の3の5 <u>の表中「(昭和23年法律第178号)」を削り、同条</u>を第64条とする。</p> <p>第6条の3の4を第63条とし、第6条の3の3を第62条とし、<u>第6条</u>の3の2を第61条とする。</p> <p>第6条の3 <u>の見出しを「(くさぶえの家の位置)」に改め、同条中「くさぶえの家」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条</u>を第60条とする。</p> <p>第6条の2の見出しを「(柿生学園の位置)」に改め、同条中「柿生学園」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第59条とする。</p> <p>第6条第1号を次のように改める。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>第6条第3号中「<u>法第5条第12項に規定する</u>」及び「(以下「<u>自立訓練</u>という。)」を削り、<u>同条</u>第5号及び第6号を次のように改める。</p> <p>(5) 一般相談支援事業に関すること <u>(柿生学園に限る。)</u>。</p>

改正後	改正前
<p>(6) 特定相談支援事業に関すること。 第6条第7号中「法第4条第1項に規定する」及び「(以下「障害者」という。)」を削り、「第6条の4の2」を「第66条」に改め、<u>「(柿生学園に限る。)」を削り</u>、同条を第58条とする。</p> <p>第2章第2節の節名中<u>「及びくさぶえの家」を削り</u>、同節を第3章第1節とする。</p> <p>～略～</p> <p>第1章を次のように改める。</p> <p>第1章 総則 (目的及び設置)</p> <p>第1条 心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者(以下「高齢者、障害者、障害児等」という。)が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なりハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設を設置する。</p> <p>～略～</p> <p>(障害者福祉施設)</p> <p>第4条 障害者福祉施設の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 柿生学園 (2) ふじみ園 (3) 中央療育センター (4) 南部地域療育センター及び北部地域療育センター (5) 三田福祉ホーム (6) <u>及び(7) 削除</u></p> <p>(8) 陽光ホーム (9) <u>削除</u></p>	<p>(6) 特定相談支援事業に関すること。 第6条第7号中「法第4条第1項に規定する」及び「(以下「障害者」という。)」を削り、「第6条の4の2」を「第66条」に改め、同条を第58条とする。</p> <p>第2章第2節を第3章第1節とする。</p> <p>～略～</p> <p>第1章を次のように改める。</p> <p>第1章 総則 (目的及び設置)</p> <p>第1条 心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者(以下「高齢者、障害者、障害児等」という。)が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なりハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設を設置する。</p> <p>～略～</p> <p>(障害者福祉施設)</p> <p>第4条 障害者福祉施設の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 柿生学園 <u>及びくさぶえの家</u> (2) ふじみ園 (3) 中央療育センター (4) 南部地域療育センター及び北部地域療育センター (5) 三田福祉ホーム (6) <u>かじがや障害者デイ・サービスセンター</u> (7) <u>削除</u> (8) 陽光ホーム (9) <u>御幸日中活動センター</u></p>

改正後	改正前
<p>(10) 井田重度障害者等生活施設  (11) 社会復帰訓練所  ～略～  附 則（令和元年川崎市条例第9号）  （施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、<u>くさぶえの家、かじがや障害者デイ・サービスセンター、れいんぼう川崎及び御幸日中活動センターに係る改正規定</u>は令和3年4月1日から施行する。</p> <p>（準備行為）</p> <p>2 総合研修センター、南部在宅支援室及び南部日中活動センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>	<p>(10) 井田重度障害者等生活施設  (11) 社会復帰訓練所  ～略～  附 則（令和元年川崎市条例第9号）  （施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、<u>目次の改正規定（第3章第7節に係る部分に限る。）、第2章第8節の改正規定、第2章第8節を第3章第7節とする改正規定及び第1章の改正規定（第4条第7号に係る部分に限る。）</u>は令和3年4月1日から施行する。</p> <p>（準備行為）</p> <p>2 総合研修センター、南部在宅支援室及び南部日中活動センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>